
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.404 2024/6/28

1 食品表示法に基づく食品表示基準の一部改正に係る消費者委員会への諮問について

令和6年6月27日、消費者庁は、食品表示法(平成25年法律第70号)第4条第6項の規定により準用することとされた同条第2項の規定に基づき、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の一部改正に係る消費者委員会への諮問を行いました。

機能性表示食品制度は、安全性及び機能性に関する一定の科学的根拠に基づき、事業者の責任において機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的が期待できる旨の表示ができる制度ですが、今般の小林製薬株式会社の紅麹関連製品に係る事案を踏まえ、制度の信頼性を高める観点から、食品表示基準を一部改正するものです。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms206_240627_01.pdf

2 食品表示基準の一部改正案に関する意見募集について

令和6年6月27日、消費者庁は、食品表示基準の一部改正案について、国民の意見募集を開始しました。

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/038496/>

1. 意見募集の対象

食品表示法に規定する食品表示基準の一部改正案

<https://public-comment.e->

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080074&Mode=0](https://www.gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080074&Mode=0)

2. 一部改正案の概要

機能性表示食品制度は、安全性及び機能性に関する一定の科学的根拠に基づき、事業者の責任において機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的が期待できる旨の表示ができる制度ですが、今般の小林製薬株式会社の紅麹関連製品に係る事案を踏まえ、制度の信頼性を高める観点から、食品表示基準の一部を改正いたします。

3. 意見募集期間

令和6年6月27日(木)から同年7月26日(金)まで(郵送の場合は同日必着)

公表資料

https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms206_240627_02.pdf

3 食品表示の適正化に向けた取組について

消費者庁は、食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期において、食品の表示・

広告の適正化を図るため、都道府県等と連携し、食品表示法等の規定に基づき下記の取組を実施することとしました。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms203_240627_01.pdf

令和6年度品質管理担当者講習会

ハム類等の「個別品目ごとの表示ルール見直し分科会」が6月18日に開催されました。

その内容につきまして、消費者庁担当官よりご説明いただけます。

ハムソーセージベーコンの表示の方向性についての情報を収集するよい機会になると思います。

お申し込み締め切りは、7月1日(月)です。まだ間に合います！

[24.6.4令和6年度品質管理担当者講習会開催案内.pdf \(shokunikukaken.jp\)](#)